介護券の発券に必要なもの（生活保護）

提出書類の種類		初回	更新	区分変更	サービス計画作成事業所の変更	サービス事業所の変更・追加
保護変更申請書　第２号様式（その１５）	原本	○				
介護サービス計画に係る同意書　第２号様式（その１）	原本	○				
介護サービス計画に係る同意書　第２号様式（その２）	写し	○	介護⇔予防	介護⇔予防	○	
居宅 介護：居宅サービス計画書（同意の署名のあるもの）・担当者会議録 予防：介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果記録表)（同意の署名のあるもの） 担当者会議録（支援経過録でも可） ＊委託事業所作成の場合は、地域包括支援センターの確認済のもの 利用票・別表　※月途中の場合は次月の利用票・別表も提出 （介護サービス分は、捺印または署名等のある利用者確認がされているもの）	写し	○	○	○	○	○
施設等 施設サービス計画書（同意の署名のあるもの） 担当者会議録	写し	○	○	○	○	
1・2号被保険者で居宅 ‥‥ 介護保険被保険者証（支援事業所の記載があるもの） 1・2号被保険者施設等 ‥‥ 介護保険被保険者証（施設名・入所年月日の記載されたもの） 被保険者以外の者 ‥‥ 要介護認定・要支援認定等結果通知書　第４号様式	写し	○	○	○	○	
被保険者以外の者‥ ○要介護１～５の方で、居宅介護支援事業所のケアマネジメントを受けて介護サービスを利用する場合、または小規模多機能居宅介護サービスを利用する場合 →　居宅サービス計画作成依頼(変更)届書　第６号様式 →　委任状 ○要支援１・２の方で、地域包括支援センターのケアマネジメントを受けて介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する場合、若しくは介護予防小規模多機能居宅介護サービスを利用する場合 →　介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書　第７号様式 →　委任状	原本	○	介護⇔予防	介護⇔予防	○	

・ サービス内容の変更等不明な点は、担当まで確認をお願いします。
・ 長期入院や区分変更申請をした場合は、介護券の発券を中止する必要がありますので、早目にご連絡をお願いします。
・ 書類の提出は、毎月２０日（土日・祝日の場合はその翌日）までにお願いします。
　それ以降に提出された場合は、介護券の発券は翌月になります。

連絡先
那覇市福祉事務所　保護管理課　医療班
電話（直通）861－5193
（代表）867－0111内線(2455)（2453)